

平成 26 年度における入札・契約制度の拡充

公共工事の品質確保を図るとともに、発注を通じた地域建設業の担い手を確保するため、入札・契約制度を拡充する。

品質確保

1 総合評価落札方式の対象拡大等

価格と技術を総合的に評価して受注者を選定する総合評価落札方式の評価制度について、客観的な指標により評価する「施工能力評価型」を創設し、選定過程の透明化を図るとともに、予定価格 7 千万円以上のすべての一般土木工事等にまで、対象範囲を拡大する。

(1) 評価制度の改善〔平成 26 年 3 月公告分から実施〕

簡易型() 施工計画評価型〔改善〕

配置予定技術者が技術力をより発揮しやすくするため、自主的かつ創意工夫を持って施工計画を提案できる「施工計画評価型」に改正する。

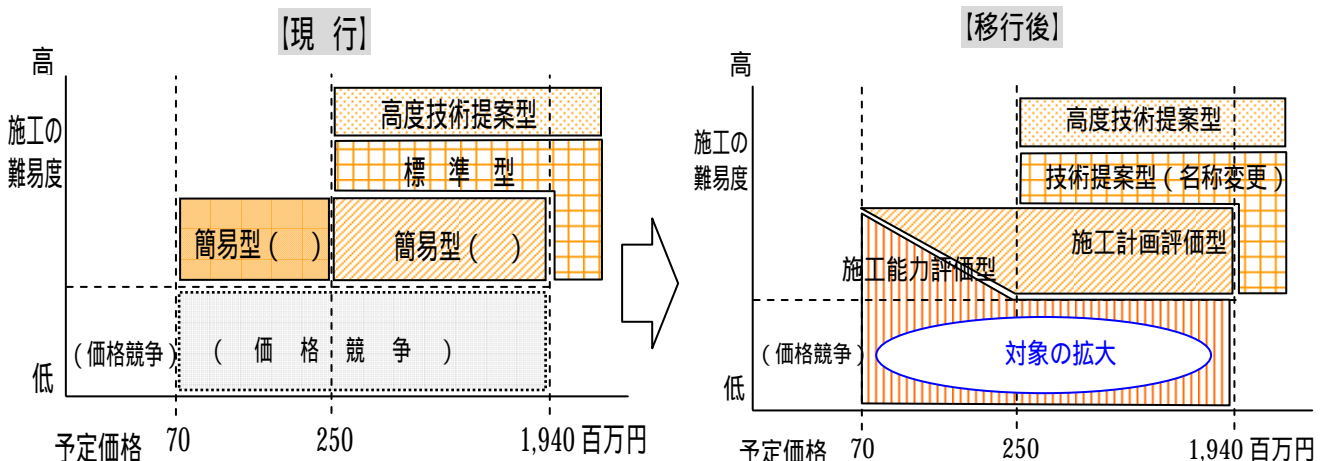
簡易型()〔廃止〕 施工能力評価型〔創設〕

配置予定技術者の工事成績等、客観的指標により技術力・施工能力を評価する「施工能力評価型」を創設する。

対象の拡大

ア 価格による過剰な受注競争を防ぎ、技術力・施工能力の研鑽に努める企業の受注機会を拡大するため、予定価格 7 千万円以上のすべての一般土木工事等を対象とする。

イ 施工計画を求めることで適切な受注者の選定が見込まれる難易度の高い工事については、予定価格 2 億 5 千万円未満であっても「施工計画評価型」により評価する。



(2) 選定過程の透明化〔平成 26 年 1 月実施()は 4 月実施)〕

選定過程の「見える化」

ア 事業所管課が匿名処理した提案資料により技術審査会が評価する等、受注者を選定する過程を県ホームページで公表する。

イ 配置予定技術者の工事成績等、既に公となっている客観的指標により評価する「施工能力評価型」を導入する。

評価結果公表範囲の拡大

評価結果の妥当性を明確にするため、個々の提案項目に対する採否を提案者に通知する等、評価結果の開示範囲を拡大する。

技術審査会メンバーの弾力化

技術審査会メンバーについて、同一土木事務所内の固定化による技術審査情報の漏洩リスクを回避するため、入札参加企業からの書類提出後に発注事務所長が、案件毎に近傍事務所、関係市町も含めて任意にメンバー選定を行う。

2 入札参加要件の引き上げ〔平成 26 年 4 月実施(平成 27 年 7 月公告分から適用)〕

建設企業の技術力や社会貢献を評価する技術・社会貢献評価点数の取得が進んできたことから、入札参加要件としている現行の技術・社会貢献評価点数を引き上げ、企業の技術向上等の取組を促進する。

入 札 区 分		入札参加要件点数		
		現 行	見直し	
一般土木	公募型一般競争入札(2.5億円以上)	90点	180点	
	制限付き 一般競争入札	7千万円以上	60点	110点
		2千万円以上	30点	60点
		1千万円以上	-	10点
建築一式	公募型一般競争入札(4.5億円以上)	50点	100点	
	制限付き 一般競争入札	2億円以上	30点	40点
		1億円以上	15点	30点
		5千万円以上	-	5点
電気・管	公募型一般競争入札(2.5億円以上)	30点	60点	
	制限付き 一般競争入札	1億円以上	25点	50点
		5千万円以上	10点	15点
		1千3百万円以上	5点	10点

担い手確保

1 建設企業の健全経営支援

高齢化の著しい建設企業における若年技術者確保の取組を支援する。

- (1) 若年技術者の新規採用支援〔平成 26 年 4 月実施(平成 27 年 7 月以降の評価に反映)
建設企業における若年技術者確保の取組を支援するため、若年技術者を新規採用した企業に対する評価として、技術・社会貢献評価項目を新設する。

〔対象企業〕若年技術者(29 歳以下)を新規採用した県内建設企業

〔加点点数〕4 点/人(上限 20 点)

〔加点期間〕2 年

- (2) 社会保険への加入促進〔平成 26 年 4 月実施(平成 28 年度名簿登録から要件化)〕
技能労働者等の就労環境の改善を図るため、建設業許可部局と連携し、社会保険加入を入札参加資格者名簿の登録要件とすることにより、平成 29 年度の 100% 加入を目指す。

〔対象企業〕加入義務がある登録者

2 地域維持型 JV 制度の試行的導入〔平成 26 年 4 月実施〕

建設企業の減少、小規模化の著しい地域において、除雪などの複数の道路維持修繕業務をまとめて発注する地域維持型 JV 制度を試行的に導入する。

〔試行地区〕新温泉土木事務所管内の旧町単位(4~5 地区)

〔対象業務〕除雪、舗装補修(小面積)、側溝清掃・補修、安全施設補修、除草等

〔JV 構成員〕10 者程度

〔契約期間〕1 年間(平成 26 年 4 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日)

不正根絶への取組

- 1 最低制限価格設定に際してのランダム係数の導入〔平成 26 年 4 月公告分から実施〕
建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格において、開札まで、発注者側も含め誰も知り得ないよう、現行の最低制限価格に「ランダム係数」(電子入札システムにより無作為に発生させた乱数)を乗じ、最低制限価格を設定する。

〔算定式〕(最低制限基本価格 × ランダム係数) × (100% + 消費税率) / 100%

〔ランダム係数〕乗算方式(100% ± 0.050% の範囲で 0.001% 刻み)

$$\begin{array}{l} \text{最低制限基本価格} \\ \text{(建設工事の場合)} \end{array} \left(\begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.95 \\ + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ + \text{現場管理費} \times 0.8 \\ + \text{一般管理費} \times 0.55 \end{array} \right)$$

2 総合評価落札方式の対象拡大等〔再掲〕